

知恵袋

くらしに役立つインターネットとIT No.2

インターネットは、法律で規制しにくく、さまざまなサイトがあります。それらのサイトは、必ずしも安全・安心なものばかりではないため、興味や好奇心で利用すると、思いがけないトラブルが発生し、被害者になることもあります。

インターネットショッピングでの注意

①ネットショッピングの申し込みをしたときは、パソコンの画面上に、カード番号、有効期限、暗証番号、住所、氏名など個人情報の入力が必要となります。個人情報保護を施しているサイトかどうかを確認することが必要です。

②ネットショッピングには売上傳票がないので、申し込みや解約時の画面は保存コピーや印刷などをして、万一のトラブルのために残すべきです。

例えばプライバシーマークや暗号化(SSL)に対応しているか、などを確認することも信頼できる店の見分け方です。また、サイトでの売買でのトラブルについては、大手の運営会社では、ある程度の補償をすることもありますので、よく調べてから利用することをお勧めします。

③ネットショッピングで契約した商品や内容、金額などについて必ず書面を残し、信販会社などの利用明細書を照合することが大切です。

今回は「詐欺に対する心がまえ！」について、ご紹介します。(T)

「防災設備設計施工保守管理・給水管赤水防止装置施工維持管理」。車体後部ドアの窓ガラス一面に、このような文字が書いてある車を見かけたことはありませんか。この車の所有者が三水社代表の由木暁生さんです。会社に勤めながら、消火器取扱いの資格を取得し、1976年(昭和51年)9月に独立。現在地



設置予定の消火器を点検する由木代表

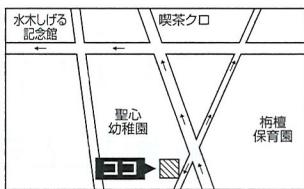
青色申告会の元気企業

防災設備のエキスパート

三水社

に事務所を構えました。消火器の販売と薬剤の詰替えで5年程経ちました。が、何とか事業拡大をと防災設備に係る事業を計画し、必要な資格の取得に全力を尽くしました。「あの頃は頑張ったヨ」と由木さん。その甲斐あって、火災報知設備、消防設備点検資格者等々の資格を取得し、全ての消防設備に対応できるようになりました。現在の営業地域は、市

内は勿論、米子、松江出雲にまで及び、官公庁や民間企業への防災設備(避難器具・非常用放送設備・消火設備・非常ベルなど)の設置及び、その管理・保守点検が三水社の主力事業となっています。一定面積以上の建築物は、半年ごとの防災設備の点検が必要と定められており、「座っていても次から次へと仕事が舞い込んでくる。いいですねー」との感想に対して、由木さんは真剣な顔で反論。「イヤイヤ、そんな訳にはいきませんよ。点検期日が近いことを事前にお知らせし、点検日を決め、点検漏れのないよう



【事業所のあらし】

事業所名 三水社  
代表者 由木 暁生  
所在地 境港市巾町99  
TEL 44-4106  
営業時間 9:00~17:00  
定休日 日曜日、祝日 ※緊急時は対応します。  
URL http://nttbj.itp.ne.jp/0859444106/index.html

三水社さんは、消火器を通して一般家庭とも繋がっています。そこで、由木さんから消火器の管



に実施する。待っていては駄目ですよ。期限管理を厳密にし、こちらから呼び掛け、誠実に仕事をこなし、お客様に安心していただく。これが第一です」と。この姿勢が顧客の信頼を得て、9割が固定客であるという形に現れているのだと思います。



確定申告を終えて

ご注意ください

振替納税と予定納税

理について一言アドバイスをしたきました。初期消火に威力を発揮する消火器ですので、イザというとき、すぐ役に立つようにしておかなければなりません。5年ごとに薬剤を詰替え、点検を受け、10年の耐用年数

を守ってください。屋外の雨ざらしになるような場所には置かないでください。また、古い消火器の放置も駄目です。腐食などで、思わぬ大きな事故に繋がります。順調に事業展開している三水社さんですが、帰

りに由木さんのつばやきを聞いてしまいました。「後継者がナ〜」。お婿さんさえ見つければ、この問題も解決すると思いますので事業同様「ムコさがし」にも力を入れて。ご健闘をお祈りします。(Y)

2011年(平成23年)分の納税について、ご注意いただきたい点を紹介します。

一方、振替納税の場合には、次の点に気をつけてください。

① 所得税の場合

指定口座から4月20日(金)に振り替えられます。また、分割納付の場合には、第一回の振替が4月20日、延納部分については、5月31日(木)となります。残高にご注意ください。

② 消費税の場合

指定口座から4月25日(水)に振り替えられます。なお、消費税には分割納付の制度がありませんので確定税額を一括で支払う必要があります。また、2011年(平成23年)の所得税額、消

女性部だより

二月は逃げる。三月は去る。の言葉どおり、昨年の3・11から丸一年以上が過ぎ去りました。境港青色申告会女性部の皆様も、「青色申告会必携」を片手に、また、専門指導員に相談するなどして、確定申告を提出されたことでしょう。

一息つきながら、数字を見つめ、今年こそは：と立ち向かっておられる事業所、また、新年度の計画に肅々と取り組んで

いらっしやる事業所もあ

① 所得税の予定納税

申告納税額が15万円以上である場合、次年度の税額も考慮しておく必要があります。

② 消費税の中間申告

直前課税期間の消費税額が48万円(地方消費税込みの場合60万円)を超える場合、年一回の中間申告が必要です。(M)

ることを思います。

我が所でも前進せねばと思うのですが、守りを固めることもできません。「企業努力が足りないのだ！」と自分自身に言い聞かせ、ハッパをかける毎日です。

役員会はもちろん、総会、講演会、レクリエーションなどで、情報交換や意見交換をし、絆を深めつつ、事業所の再点検の場になればと思います。先輩会員の皆様の参加を楽しみに、輪が広がっていくことを祈りつつ、お待ちしています。(E)